

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第46号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第47号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第48号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第9 議案第50号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第10 議案第51号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第11 議案第52号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第12 議案第53号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第13 議案第54号 字の区域及び名称の変更について（町長提出）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

---

出席議員（9名）

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (5番)

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
教 育 次 長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 崎 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会 計 室 長	高 崎 健 一		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

---

○議長（杉本真由美君） 皆様、おはようございます。

全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので、今年もあと1か月となりました。せわしい時期でもありますので交通事故等、また寒さも厳しくなるようでございますので、体調にも十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和7年第5回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本真由美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 鈴木浩之さん及び9番 安藤浩孝さんを指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（杉本真由美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（杉本真由美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（濱口晴美君） それでは、9月定例会以後の報告をさせていただきます。

9月17日、10月14日、11月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金とも、計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、行政監査の結果についてであります。

10月1日、総務危機管理課をはじめ各担当課より、会計年度任用職員の雇用について、募集・採用から雇用契約内容等について監査を行った結果、法律に沿っておおむね適切であった。国が同一労働同一賃金を掲げているが、会計年度任用職員は基本1年更新で、低賃金、将来的な保障

が見込めないということで人材の確保が困難と思うが、給料や報酬・賃金については人事院勧告や最低賃金などの法律に基づいており、年齢制限や雇用年数の制限は設けていないとのこと、さらに家庭の事情や個々の希望・要望等に柔軟に対応することで雇用継続してもらえるように、人材の確保に努力しているということで、今後も人材の確保に努め、住民サービスの維持や向上及び安定した町行政が継続できるようにしていただきたい旨の報告、意見がありました。

次に、随時監査の結果についてであります。

11月5日、教育委員会の学園構想事業について監査を行った結果、法律に沿っておおむね適切であった。学園構想事業は大変大がかりな事業であったが、教育委員会から提出された資料によれば、工事費、委託費、備品購入費など総額約36億6,900万円ということであった。近年の物価高騰で工事に係る費用が値上がりしているが、平成30年から学園構想事業に着手し開校できたことは、町行政が進めた大きな事業として高く評価できる。給食調理場について、学園構想事業として学校の再編時に給食調理場を新築した際、アレルギーに対応するための部屋を造ったが、アレルギーの種類が多く、限られた調理時間で対応できる人材が不足し、対応できていないとのことで、設備を整えたが機能していないのは残念なので、比較的アレルギーが多い卵や小麦だけでも最低限できるように努めていただきたい。また、両学園が開校以後、児童・生徒及び保護者にアンケートを行っているということであるが、この事業は町民だけでなく町外の方にとっても関心が高く、日本全国から視察が多いと聞いている。学園に通っている児童・生徒がいる家庭の方だけでなく、それ以外の方にも情報が公表されたほうが北方町として情報発信もでき、町民の関心や理解度もより高まる効果もあると思われ、両学園が開校してから学力面、生活面などどのような変化が生じているのか、また現場の教師の意見など適宜公表するなどしていただけるとよいと思うのでお願いしたい旨の意見がありました。

次に、町村議会議長全国大会についてであります。

11月12日、第69回町村議会議長全国大会が東京都渋谷区NHKホールで開催されました。

大会では、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立等を求める特別決議などが決議され、令和8年度国の予算編成及び施策に関する要望では、東海地方における高規格幹線道路網などの整備促進に関する要望などが提出されました。その後には、「苦しみを笑いに変えた野球人生」と題して、元プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏による講演がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

10月7日、第76回定期総会がグランヴェール岐山で開催されました。自治功労者表彰、令和6年度会務の報告、令和6年度決算報告、令和7年度予算の報告、令和8年度国・県要望の12項目を満場一致で決定しました。総会終了後に正・副議長研修会が行われ、「いま地方議員に何が求められているのか？」と題し、法政大学大学院公共政策研究科教授の白鳥浩氏による講演が行われました。

11月1日、政権与党国会議員との意見交換会がぎふしんフォーラムで開催されました。

ここで、さきの10月7日、第76回定期総会で決定しました12項目の要望が、令和8年度国・県の予算及び施策に関する要望書として手交されました。

11月5日、知事と町村議長との意見交換会が岐阜県庁で行われ、ここでもさきの10月7日、第76回定期総会で決定しました12項目の要望が、令和8年度国・県の予算及び施策に関する要望書として手交され、意見交換が行われました。

次に、12月1日、令和7年第3回評議員会がOKBふれあい会館にて開催されました。評議員会では、令和8年度岐阜県町村議会議長会の事業、会費などについて原案のとおり可決され、さきの10月7日、第76回定期総会にて採択された国・県に対する要望活動等について報告がありました。

続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

9月26日、令和7年第2回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。初めに正・副議長の選挙があり、議長に大垣市議長の長谷川つよし氏が選ばれ、副議長に同じく大垣市副議長の近沢正氏が選ばれました。

次に、議第4号 西濃環境整備組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてです。これは、監査員報酬及び費用弁償の見直しによるもので、この議案は原案のとおり可決されました。

次に、認第1号 令和6年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入17億1,610万5,331円、歳出16億1,746万2,114円、差引残額は9,864万3,217円となるものです。この決算認定は原案のとおり可決されました。

続いて、配付物の関係であります。

受付順に、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、学校教材備品の計画的な整備促進についてのお願い、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出の陳情の写しを配付させていただきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本真由美君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（杉本真由美君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第5回北方町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

少し喉を痛めておりますので聞き苦しいかと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたしたい

と思います。

せっかくの機会でありますので、行政報告の前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

早いもので、今年も残すところあと1月足らずとなりました。今年年初から春先にかけて全国各地で山火事が発生し、林野のみならず多くの住み屋が焼失するなど、その被害は甚大なものであります。また、自然災害ではありませんが、大分市において170棟以上に延焼する大規模な火災が発生しております。この事案も、折からの強風によって被害が拡大し、大災害となったことは間違いのないことであります。

夏には、線状降水帯による局地的な豪雨災害が全国各地で発生いたしました。今年も非常に暑い夏になり、特に6月から9月にかけては連日の猛暑日に見舞われ、岐阜県においても過去最多の51日を記録いたしました。これは、統計開始以来136年間で最多記録ということで、過去最も暑い夏だったということでもあります。

さらに、今年こうした自然災害に加え、熊による人的被害が全国で多発しております。最近では毎日新たな熊による被害のニュースが報じられ、市街地でも熊に襲われて亡くなる人が出るなど、まさに異常事態となっております。間違っても北方町内で熊に遭遇することはあり得ないと思っておりますが、少なくとも熊が冬眠する時期までは、山間地に出かけるときは十分注意をしたいと思っております。

さて、日本初の女性総理として高市政権が本格始動して1月半ほどたちましたが、注目すべきは少数与党での新たな経済対策であります。現在協議を進めている経済対策の柱は、ガソリン税の暫定税率の廃止、電気・ガス代の補助再開であります。これによりガソリン価格が1リットル当たり25円程度下がり、年初には光熱費についても軽減されるということでもありますから、即効性のある経済対策として、救済対策として一定の効果は期待できると思っております。ほかにも、自治体向け重点支援交付金を拡充して中小企業や第1次産業の支援、一般向けに商品券の配付などを行うことや、給付付税額控除の実施、年収の壁の見直し、また議員定数の削減等々、実に様々な分野について山盛りの議論がなされているところであります。

今回の補正においては、経済対策の規模が、一般会計などでの歳出や大型減税を含む国費は21兆3,000億円程度、民間資金を含む事業規模では42兆8,000億円にもなるということでもあります。しかしながら、本当に生活を守るためには、一時的な値下げや給付ではなく賃上げを伴う構造的な経済成長が不可欠であります。教育費、住宅費、社会保険料といった固定経費の改革を通じて、各世帯の可処分所得を高めてこそ持続的な生活の安心につながると思うわけであります。

いずれにいたしましても、我々の立場では、高市総理の経済施策に期待をしながら国の補正予算の成立を待つほかないわけであります。そして、その真価が問われる今回の臨時国会だと思っております。

また、11月13日ではありますが、降って湧いたように来年4月から小学生の給食費無償化を実施する予定と、1人当たり4,700円を基準に自治体に補助するという趣旨の新聞報道がありました。

給食費については、私立高校の授業料の無償化と小学校給食費の無償化が今年の2月に自民、

公明、維新で合意がされておりましたが、それ以来さしたる進展や関連した情報もありませんでしたが、来年度から学校給食費の無償化が政治日程として載ったわけであります。

私は以前から、給食費は原則として保護者が負担すべきもので、経済的に厳しい世帯には既に準要保護の制度で無償化されているため、私の中では優先順位が低いことは常々申し上げてまいりました。さらには、経済的に問題のない裕福な家庭の子まで一律に公費で負担するというところに、今も疑問に感じているところではあります。まして現時点では、制度として無償化するのか、一部を補助するということなのか、はっきり制度として確立していないことも大きな問題であると思っています。

当町におきましても、現在は食材の急激な高騰分を町費にて緊急的に補助をしておりますが、来年からは給食費の値上げと町の補助を合わせて行う方針としていた矢先のことです。また、報道されたように、1人4,700円の補助施策と位置づけるならば、当然4,700円を超える部分は親負担か行政負担かということになります。私といたしましては給食費をいただくことになると考えてはおりますが、給食費の無償という言葉が先行しており、報じられている中であって、この足らず前は親負担ということがすんなり受け入れられるのか、大変難しい判断を迫られるということになりそうであります。

この問題は、過日の岐阜地域広域圏協議会の中でも話題に上りましたが、私といたしましては、近隣市町で親負担を求めるよう歩調を合わせていただくようお願いをしておきました。ただ、山県市と岐南町では既に給食費を無償化していることから、この調整は大変難しいものだと感じているところであります。

また、国会での協議の行方も不透明で、事前に政府の方針が明らかにされることもありません。加えて、無償化に向けた課題は多岐にわたるため、スケジュールを優先することで制度づくりが拙速になつては、私は本末転倒であると思っています。

いずれにしても、住民サービスを提供する最前線である我々地方自治体においても、国の情報収集は皆さんと同様にテレビや新聞に頼っているのが現実であります。議員の皆さんには、給食費について今後やむを得ず急な対応をお願いする場合もあろうかと思いますが、御理解をいただき、御協力をお願いしたいと思っていますところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

報告は1件であります。

令和7年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会の定例会であります。

会議は、過ぐる10月27日午前10時から岐阜市役所6階大会議室にて開催されました。

議案審議の前に議長選挙が行われ、慣例により竹市勲岐阜市議会議長が選出されました。

続いて、議案審議が行われ、第2号議案 令和5年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが上程されました。

議案の内容は、歳入総額が1億2,068万2,000円に対し、歳出総額は1億1,337万8,000円となっております。したがって、歳入歳出の差引残高は730万4,000円となり、全額翌年度へ繰り越

されることとなっております。

また、予算現額に対する収入済額は982万9,000円の減で、主なものは市町の負担金1,629万5,000円の減額であります。

また、予算現額に対する執行率は86.87%で、1,713万3,000円が不用額となっております。

以上、審議の結果、承認がされたところであります。

なお、9月1日現在、全44名中、当町からの通園者は1名で、延べ12日間の利用であります。その負担金の額は、人口割37万7,000円、利用者割99万5,000円の計137万2,000円となっております。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第46号から日程第13 議案第54号まで

○議長（杉本真由美君） 日程第5、議案第46号から日程第13、議案第54号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、提案理由の概要を御説明申し上げたいと思います。

議案は全部で9件、条例案が3件、補正予算案が5件、そのほか1件であります。以下、議案番号に従いまして順次御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第46号であります。北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定を整備するため、本条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容として、保育施設等職員の虐待に関する通報義務等の創設について、児童福祉法等が改正されたことに伴い根拠規定の整理を行うものであります。

続きまして、議案第47号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市町村が行う乳幼児健康診査の結果を利用して健康状態を確認するときは、家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できる旨の規定を整備するため、本条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等が実施すべき健康診断において、市町村が行う乳幼児健康診査の内容がこれに相当すると認められる場合、当該健康診断の全部または一部を省略できることとするものであります。

続きまして、議案第48号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団員の処遇改善を図るため本条例を制定しようとするもので、その改正内容につきましては、令和8年4月1日より消防団員の報酬を、水火災の場合、現行の2時間未満2,500円を4時間未満4,000円に改め、団長の現行報酬年額10万1,000円を12万円に改めるものであります。

続きまして、議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてであります。

今回の補正額は8,979万2,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出をそれぞれ87億336万3,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該金額ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたします。

また、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正、地方債の変更は第4表地方債補正によるものといたします。

まず、主な歳出について申し上げます。

款2総務費では、企画費、ふるさと納税関係で400万円、基金積立費、ふるさと基金積立金で800万円を計上いたしました。

款3民生費では、項1社会福祉費、社会福祉協議会補助金等といたしまして154万5,000円、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金として321万8,000円を増額いたしました。また、項2、児童福祉総務費では、南保育園解体工事経費補助金として2,500万円を計上するなど、3,600万8,000円を計上いたしました。

款4衛生費では、公衆浴場設備改善対策事業費補助金として66万円、新型コロナワクチン接種及び体制確保事業国庫補助金過年度分返還金等で1,544万4,000円を計上いたしました。

続いて款10教育費では、図書館のエアコン修繕費用として2,391万5,000円を、総合体育館の光熱水費の不足分などで2,634万円を増額計上いたしました。

歳入につきましては、国庫補助金331万5,000円、県補助金42万7,000円及び繰越金5,927万6,000円、町債1,690万円などであります。

続きまして、令和7年度北方町一般会計予算の総務費、戸籍住民基本台帳費303万6,000円を令和8年度に繰越しといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、第2表のとおり繰越額を報告いたします。

次に、債務負担行為補正の追加についてであります。保健センター空調設備更新事業、防災行政無線Jアラート受信機更新事業、図書館空調・照明設備更新事業においては、夏場の時期に間に合わせるためには年度当初より整備にかかる必要がありますので、第3表のとおり、事業期間を7年度から8年度までとして整備しようとするものであります。

続きまして、議案第50号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

今回の補正額は486万1,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ19億4,045万7,000円とするものであります。

歳出は、国保制度改正に伴うシステム改修費用485万1,000円、印刷製本費1万円であります。財源は、全額国庫補助金、国民健康保険事業補助金であります。

続きまして、議案第51号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

今回の補正額は321万8,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億3,055万5,000円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療システム改修委託費であります。財源は、全額一般会計からの繰入金であります。

続きまして、議案第52号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

予算第10条、継続費の追加をお願いするもので、款1資本的支出、項1建設改良費で、春來町2丁目地内の配水管布設替え工事費1億7,000万円であります。

なお、継続費の年割額は、令和7年度が6,000万円、令和8年度が1億1,000万円といたしております。

続きまして、議案第53号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

北方町下水道事業会計予算に定めた収益的収入の予定額5億9,391万2,000円に汚泥運搬手数料及び委託料の増額分256万円を追加して、予定額を9億6,438万6,000円とするものであります。

また、ふれあい水センターの余剰汚泥ポンプの修繕について、交換部品の調達に相当程度の期間を要するため、限度額を800万円として債務負担行為として2か年継続事業とするものであります。

続きまして、議案第54号 字の区域及び名称の変更についてであります。

北方町北方、東加茂2丁目地区の字の区域及び名称の一部を変更しようとするもので、北方町北方字森町、字森町裏、東加茂2丁目地区の一部を、北方町森町北1丁目に変更しようとするものであります。

以上で提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切な御判断がいただけますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（杉本真由美君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことといたします。

---

○議長（杉本真由美君） お諮りします。議案調査のため、明日12月3日から7日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月3日から7日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定いたしました。

第2日は、12月8日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時03分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年12月2日

議 長 杉 本 真由美

署 名 議 員 鈴 木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 浩 孝